

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について

- 専決処分日 令和 2 年 5 月 11 日
- 専決処分の内容 予算 1 件（令和 2 年度埼玉県一般会計補正予算（第 4 号））

○ 令和 2 年度埼玉県一般会計補正予算（第 4 号）の概要

1 総括

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態措置期間の延長に伴い、厳しい経営状況にある県内事業者に対する支援を実施するため、「埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金」の支給に要する経費について補正予算を措置した。

2 補正予算の規模

一般会計 53 億 203 万 3 千円

(補正後累計 2 兆 178 億 4,448 万 6 千円)

3 内容

休業した中小企業・個人事業主への支援金（追加分）の支給

4 財源

・ 国庫支出金 12 億 8,460 万 9 千円

・ 繰入金 40 億 1,742 万 4 千円

(参考)

地方自治法第 179 条第 1 項

（前略）普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、（中略）当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。（後略）